

件名

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件

○金融省令告示第 号
経済産業省

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府告示第一号）

）第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融省告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 西村 康稔

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(伊紙様式第五号)

(第一面) [略]

(第二面)

(単位：百万円、%)

項番 (国際様式 (LR2) の該当番号)	項目	当期末	前期末
[略]			

(注)

[1]~(4) 略]

(5) 単体レバレッジ比率

[a~c 略]

d 項番 26 「適用する所要単体レバレッジ比率」には、三パーセント (レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定の適用があるときにあっては、三・一五パーセント) を記載すること。

e 項番 27 「適用する所要単体レバレッジ・バツプナー比率」には、自己資本比率告示第十四条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率 (レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条第一項ただし書に規定するときにあっては、当該比率に〇・〇五パーセントを加えて得た比率) を記載すること。ただし、連結レバレッジ比率を算出している場合にあっては、記載することを要しない (この場合には、当該項目の行を削除することができる)。

(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の単体レバレッジ比率

a レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第七条第六項の規定の適用があるときに限り、記載することとし、当該規定の適用がない場合には、この項目に係る行の全体を削除することができる。

b [略]

[7]・(8) 略]

(第三面) [略]

(第四面)

改正前

(伊紙様式第五号)

(第一面) [同左]

(第二面)

(単位：百万円、%)

項番 (国際様式 (LR2) の該当番号)	項目	当期末	前期末
[同左]			

(注)

[1]~(4) 同左]

(5) [同左]

[a~c 同左]

d 項番 26 「適用する所要単体レバレッジ比率」には、三パーセント (レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条第一項ただし書の規定により経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率を適用する場合には、当該比率) を記載すること。

e 項番 27 「適用する所要単体レバレッジ・バツプナー比率」には、自己資本比率告示第十四条の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。ただし、連結レバレッジ比率を算出している場合にあっては、記載することを要しない (この場合には、当該項目の行を削除することができる)。

(6) [同左]

a レバレッジ比率告示第五条第一項において準用するレバレッジ比率告示第二条第一項ただし書の規定により経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り記載することとし、当該比率を適用しない場合にあってはこの項目に係る行の全体を削除することができる。

b [同左]

[7]・(8) 同左]

(第三面) [同左]

(第四面)

(単位：百万円、%)

項番 (国際様式 (LR2) の該当番号)	項目	当期末	前期末
[略]			

(注)

〔1〕～〔4〕 略]

(5) 連結レバレッジ比率

〔a～c 略]

d 項番 26 「適用する所要連結レバレッジ比率」には、三パーセント (レバレッジ比率告示第七條第六項の規定の適用があるとき) であつては、三・一五パーセント を記載すること。

e 項番 27 「適用する所要連結レバレッジ・バツプラー比率」には、自己資本比率告示第二條の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率 (レバレッジ比率告示第二條第一項ただし書に規定するときにあつては、当該比率に〇・〇五パーセントを加えて得た比率) を記載すること。

(6) 日本銀行に対する預け金を算入する場合の連結レバレッジ比率

a レバレッジ比率告示第七條第六項の規定の適用があるときに限り、記載することとし、当該規定の適用がない場合には、この項目に係る行の全体を削除することができる。

b [略]

〔7〕・〔8〕 略]

(単位：百万円、%)

項番 (国際様式 (LR2) の該当番号)	項目	当期末	前期末
[同左]			

(注)

〔1〕～〔4〕 同左]

(5) [同左]

〔a～c 同左]

d 項番 26 「適用する所要連結レバレッジ比率」には、三パーセント (レバレッジ比率告示第二條第一項ただし書の規定により経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率を適用する場合) であつては、当該比率) を記載すること。

e 項番 27 「適用する所要連結レバレッジ・バツプラー比率」には、自己資本比率告示第二條の二第五項第一号に定める比率に〇・五を乗じて得た比率を記載すること。

(6) [同左]

a レバレッジ比率告示第二條第一項ただし書の規定により経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率を適用する場合に限り記載することとし、当該比率を適用しない場合にあつてはこの項目に係る行の全体を削除することができる。

b [同左]

〔7〕・〔8〕 同左]

備考 表中の「」の記載は注記による。

附 則

(適用時期)

1 この告示は、令和六年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、この告示の適用の日以後に終了する事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は同日以後に終了する四半期に係る事項の開示について適用し、同日前に終了した事業年度若しくは中間事業年度に係る説明書類又は同日前に終了した四半期に係る事項の開示については、なお従前の例による。